

第 35 回 徳島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 会議結果

1 と き

令和 5 年 5 月 8 日（月曜） 11 時 30 分

2 と ころ

徳島市役所 8 階 庁議室

3 出席者

市長、第一副市長、第二副市長、政務監及び各部局長など 計 23 人

4 議事内容

■ 事務局からの報告（対策本部について）

(1) 徳島市の対策本部設置及び会議の開催状況

- ・ 令和 2 年 2 月 26 日 徳島市危機管理対策本部設置 第 1 回～第 5 回まで会議開催
- ・ 令和 2 年 3 月 27 日 徳島市新型コロナウイルス感染症対策本部へ移行
- ・ 令和 2 年 3 月 31 日 第 1 回本部会議の開催 ⇒ 第 3 4 回まで会議を開催
- ・ 令和 5 年 5 月 8 日 第 3 5 回本部会議の開催

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ

政府は、特段の事情が生じない限り、5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとして 5 類感染症に位置づける（令和 5 年 1 月 27 日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）としていたところ、病原性が大きく異なる変異株の出現等の科学的な前提が異なるような特段の事情は生じていないため、感染症法第 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、5 月 7 日をもって「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなることを公表した。これに伴い、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、5 月 8 日から感染症法の「5 類感染症」に位置付けられる。（令和 5 年 4 月 27 日厚生労働大臣公表）

(3) 国及び県の対策本部の廃止

新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に位置付けられることに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止される。また、政府対策本部が廃止されたときは、同法第 2 5 条の規定に基づき、都道府県対策本部についても廃止することとなる。このため、5 月 8 日付で新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止され、同日付で、徳島県も対策本部を廃止する。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）についても 令和 5 年 5 月 8 日に廃止される。

(4) 市の対策本部の廃止等

国及び県の対策本部が5月8日付けで廃止されることを受け、徳島市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき設置された、「徳島市新型コロナウイルス感染症対策本部」については、本日付で廃止する。

あわせて国の基本的対処方針も廃止となることから、「徳島市新型コロナウイルス感染症対策の対処・取組方針」も廃止する。

ただし、国は政府対策本部廃止後においても、感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するために、必要に応じて、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」を開催することとしており、そうした場合には、本市においても、各部局に情報提供するとともに、必要の都度、会議を開催するなどして対応を協議していくこととする。

■ 事務局からの提案（今後の対応について）

今後は、国が示すように、個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとしたものとして、判断の参考となる情報提供や個人や事業者の自主的な感染対策の取組を支援することとなることから、本日5月8日以降、本市として次のとおり対応することとする。

① 全体的な対応

5類感染症への位置づけ変更後の対応については、国から示される考え方や情報提供の内容のほか、徳島県や他都市の対応状況などを踏まえ、各部局において適切に対応する。

② 基本的感染対策

マスクの着用、手洗いやうがいなどの基本的な感染対策や、これまで活用してきた備品（検温、消毒、アクリル板）の扱いなどについては、一律的な対応とはせず、徳島県や他都市の対応状況、同種の施設における動向を勘案するなどし、各部局において方針を決め対応する。

③ 市民への情報提供

今後の新型コロナウイルス感染症に関する市民への情報提供については、引き続き危機管理局や健康福祉部を中心に対応する。

また、現在、本市ホームページにおいて提供している情報内容は、各部局において適宜見直しを行う。

④ プロジェクトチーム及び継続事業の取組

徳島市プロジェクトチームの設置及び運営基準に関する規則の規定に基づき設置されている「新型コロナウイルス感染症対策等推進室」は、廃止する。

なお、令和5年度において引き続き実施されるワクチン接種や給付金などの事業については、各関係部局において取り組む。

⑤ 検査等の報告

職員がPCR検査等を受検した際に報告する「新型コロナウイルスに係る検査等受検連絡票」については、今後提出は不要とする。

なお、新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、感染症法上の位置づけ変更後の療養に関するQ&A等を参考に療養することになると考える。

■ 事務局案についての審議

(本部長(市長))

事務局からの対応案について、意見を求める。

→ 各部長等からの異議なしのため、審議決定する。

5 本部長からの指示事項

新型コロナウイルス感染症は、本日5月8日から感染症法上での5類感染症に移行され、政府・徳島県の対策本部及び感染症対策の基本的対処方針は廃止となるため、徳島市においても、本日をもって対策本部と対処・取組方針を廃止する。

しかし、新型コロナウイルス感染症そのものは無くなっておらず、新たな変異株の報告や、感染者が出ている状況に変わりはない。この連休をはじめ、夏に向けても多くの人流が予想されることから、感染者の増加や、新たな変異株の出現等についても想定しておく必要がある。

今後は、社会経済活動との両立を図りながら、地域経済の活性化・中心市街地のにぎわい創出などに取り組んでいくこととなるが、各部局においては、常に感染症への警戒を意識し、各業務の実施に努めていただきたい。

このため、次の2点について指示する。

(1) 市民への情報提供の継続や感染状況を見ながらの適切な対応準備

今後、感染者数の大幅増・新変異株の出現等により、全庁的に対応する必要が生じた場合は、新たに市としての方針や対応を協議することとなるため、社会状況や国・県の動向を注視し、適切な情報提供を行うとともに、感染拡大に備え、日頃から準備を心がけておくこと。

(2) 職員の健康管理

マスク着用は、市役所本庁舎においては、5月末までの間は従来通りの対応とし、その後は一律対応とせず、他の対応状況を踏まえ、個人の判断となるが、引き続き、発熱など体調不良の職員は登庁しないようにするほか、うがい・手洗いの慣行や、職場の換気など、基本的な対策は継続すること。市民の安全・安心を守るため、まずは、職員自身が健康で業務に取り組めるよう心がけること。

新型コロナウイルス感染症への対策については、今回で一つの転換期となる。これまで様々な対応に当たられた医療従事者、職員、ご協力いただいた市民や事業者の皆さま方に、あらためて感謝を申し上げます。

6 開催状況



以 上